

# 経済危機後の東アジアと 日本の外国人労働者政策

— 国の入管政策及び地域・自治体レベルの統合政策の視点から —

2010年12月4日

関西学院大学教授

少子経済研究センター長

外国人集住都市会議アドバイザー

井口 泰

# 構成

## 要約

### はじめに

- 1 1980年代半ばの欧州と現代日本の外国人情勢
- 2 世界経済危機下の外国人労働者政策
- 3 外国人雇用と日本人雇用の関係－実証分析－
- 4 外国人受け入れシステムの特徴と基本課題  
－国際比較－
- 5 東アジアの経済連携下の産業立地と外国人雇用  
－実証分析－
- 6 いまだ途半ばの外国人政策の改革  
－多文化共生の制度的インフラ整備の課題－
- 7 外国人政策の改革の推進に関する基本的提案  
(付録)人口と労働力の将来推計について

### 参照文献

# はじめに

2006年頃から、日本の外国人政策の改革は動き始めた。その改革を動かした新たな重要な力は、自治体からの規制改革要望であった。当時の規制改革の過程では、統計データに基づく分析や地域でのケース・スタディを積極的に行い、欧米との国際比較研究と併せ、改革の議論を支えてきた。

今後は、アジア太平洋地域の経済統合が進むなかで、日本のみならず当該地域の外国人政策の政策形成が、事実発見とデータに基づき、相互の研究及び政策協力を基礎に進められると期待する。

そのための新たなネットワークづくりは、本年11月中旬、クアラルンプールに域内の研究者が集合し始動した。

本報告では、これら諸研究を基盤として、経済危機後の東アジアと日本の外国人労働者政策を展望する。

# 1 1980年代半ばの欧州と現代日本の外国人情勢

わが国に在留する外国人は、世界経済危機前の10年間で約1.5倍に増加した後、若干減少したものの、2009年末に218万人(総人口の1.7%)に達している。しかも、定住化の進展で、永住権を有する外国人は94万人を超えている(表1、表2)。

世界経済危機の影響で、2009年には外国人人口の流入超過に転じている。最も影響を受けたのは不法残留者で、次いで、南米日系人の流出の影響が大きく、技能実習生の流入にブレーキがかかっている。また、危機発生前後の外国人人材の構成にも変化が生じた。

経済危機脱出後、日本経済が、アジアの経済統合(図1)とネットワーク再編のなかで、重要な一翼を担うことができるならば、外国人人口の純流入が回復し、定住的な外国人の増加傾向が継続すると見込まれる。

重要なことは、今世紀初めの10年間の状況は、1980年代半ば頃の欧州諸国の状況に似ている。帰国促進策の効果が一巡したあと、十分な対応策がとられないまま流入が回復してしまうと、欧州諸国が90年代に直面したのと同じ問題を、日本が抱え込む懸念は、依然として小さくない。そこで、社会統合政策(わが国では、多文化共生政策と呼ばれる)の制度的インフラ整備のための将来への投資がますます重要になっているといえよう(図2)。

表 1 1990年以降の外国人労働者数(特別永住者を除く)の推移  
(改定推計)

	表 改定 外国人労働者数の推移(推計) (1990～2009年)						
	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2009
就労目的の在留資格を有する外国人	67,983	125,726	154,748	180,465	193,785	211,535	212,896
うち 高度人材	43,823	64,672	89,552	180,465	193,785	172,600	172,900
うち 外国人ならではの技能を有する者	24,110	23,324	65,196	51,488	36,994	38,894	39,996
技能実習生など特定活動	3,260	6,558	29,749	87,324	104,488	121,863	130,636
資格外活動でパートタイム就労する外国人留学生	10,935	32,366	59,435	96,959	104,671	99,485	106,588
日系人労働者	71,803	193,748	220,458	239,259	241,325	229,569	202,101
不法残留者	106,497	284,744	233,187	193,745	149,785	113,072	91,778
資格外活動	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown
一般永住権を有する外国人	—	17,412	39,154	113,899	143,184	160,212	173,696
<b>特別永住者を除く外国人労働者総数</b>	<b>260000+</b> $\alpha$	<b>620000+</b> $\alpha$	<b>750000+</b> $\alpha$	<b>910,000+</b> $\alpha$	<b>930,000+</b> $\alpha$	<b>930,000+</b> $\alpha$	<b>920,000+</b> $\alpha$
<b>雇用者数に占める比率</b>			—				
外国人登録者総数	1,075,317	1,362,371	1,686,444	2,048,919	2,159,973	2,217,426	2,186,121
人口総数に占める比率	0.87	1.08	1.33	1.57	1.69	1.74	

出所：厚生労働省推計及び筆者推計。注) (1) は特定活動の在留資格を有する者。(2) (3) (5) は筆者の推計値。(4) は原則として前年末の不法残留者数。(7) は筆者の推計値。

表2 わが国の在留外国人数と永住者の動向

		2000	2002	2004	2006	2008	2009
合計		1,686,444	1,851,758	1,973,747	1,247,398	2,217,426	2,186,121
一時的滞在者		1,028,839	1,137,983	1,195,162	2,084,919	1,305,065	1,243,084
永住者		657,605	713,775	778,585	837,521	912,361	943,037
：	一般永住者(new comer)	145,336	223,875	312,964	394,477	492,056	533,472
	中国	70,599	48,809	96,647	117,329	142,469	156,295
	ブラジル	37,121	31,955	52,581	78,523	110,267	116,228
	フィリピン	32,796	20,933	47,407	60,225	75,806	84,407
	韓国	31,203	9,062	42,967	47,629	53,106	56,171
	ペルー	13,975	7,496	20,401	25,132	29,976	31,711
	その他	38,181	27,082	52,968	65,589	80,432	90,660
	特別永住者(old comer)※	512,269	489,900	465,619	443,044	420,305	409,565

資料出所：法務省入国管理局

図1 拡大東アジア圏の自由貿易協定の交渉・締結状況

	日本	韓国	中国	ASEAN	インド	豪州	NZ
日本	-	×	△	◎	○	○	-
韓国	×	-	△	◎※	◎	△	△
中国	△	△	-	◎	△	○	○
ASEAN	◎	◎※	◎	◎	○	○/◎	○/◎
インド	○	◎	△	○	-	-	-
豪州	○	△	○	○/◎		-	◎
NZ		△	○	○/◎		◎	-

資料出所：井口（2010）各国資料（2010年4月現在）に基づき作成。

注：◎調印又は発効、○交渉中、△研究中、×交渉中断。  
 NZはニュージーランドの略。

## 参考表

東アジア諸国における外国人人口の変化 (単位 1000人、%)

国・地域	2000年	2005年	変化率 2000—05年
中国	513	596	16.2
香港(中国)	2,701	2,999	11.0
日本	1,620	2,048	26.4
韓国	597	910*	52.4*
ブルネイ	104	124	19.2
インドネシア	397	160	-59.7
マレーシア	1,392	1,639	17.7
フィリピン	160	374	133.8
シンガポール	1,352	1,843	36.3
タイ	353	1,050	197.5
ベトナム	22	21	-4.5

(注) \*韓国の2005年の数値はUNによれば減少しているが、政府統計では増加している(出典: PECC and ABAC (2008). 末尾「参照文献」参照)。

(出所) 国連人口部 (2006)。

1980年代、欧州各国で、外国人の定住化が進んだ。しかし、「**多文化主義**」への**楽観論が主流をなし**、その後<sup>に</sup>生じる事態への備えは十分とはいえなかった。

当時の欧州では、外国人政策 (migration policy) は、**出入国管理政策及び社会統合政策の2本建て**で進めるという基本的考え方が定着しつつありました。当時、帰国促進策は、次第に姿を消していきます。ただし、**相互の関係は必ずしも整合的でなく**、同時に、**外国人市民の言語習得をいつまでも自助努力にゆだね**、**第二世代以降の社会統合にうまくいかなかった点に**、大きな問題があったと考えられる。

実際、**1990年代**、欧州各国では、**所得、雇用・失業、子どもたちの教育などの面で**、外国人は**相対的に不利な環境に置かれ**、その格差は**次第に顕著になっていった**。同時に、**地域社会に**、**相互にコミュニケーションが成立しない複数の異文化集団が生じるようになり**、**各国で社会的緊張が高まった**。

さらに、東西ドイツ統一のブームと人口流入による混乱のなかで、欧州では、外国人排撃的な、過激な自国人集団も現れました。わが国は、**周辺諸国と領土問題を抱えていることもあり**、最近、ナショナリズムへの**回帰と懸念される動きもあり懸念される**。

今世紀になり、**受入国に反感を持った移民二世・三世の若者の関与する事件が**、**世界を驚かせたことは記憶に新しい**。

欧州では、1990年代に、移民・外国人と受入れ社会の摩擦や軋轢が急激に高まった。これを、外国人受け入れの限界的な社会的費用が同様の社会的費用を上回り始めたことを意味しよう。

しかし、欧州の社会統合政策の抜本的な改革は、1990年代末から21世紀初頭にずれ込んだ。集中的な制度的インフラ整備が始まったが、社会的費用の上昇を少しだけあとに遅らせるに留まった(①→②→③)。これに伴う欧州の統合プログラムの財政規模と滞在の権利との関係は、表4, 5の通りである。

日本の場合、今後、社会的費用の上昇を遅らせる制度的インフラ投資を早い時期から実施することは(①→②→④)、社会的費用上昇をさらに遅らせることが可能であり、外国人と共生可能な環境を生み出す上で、より効果的と考えられる。

図2 外国人受入れの社会的便益・費用と社会統合政策 (資料出所: 井口2010)

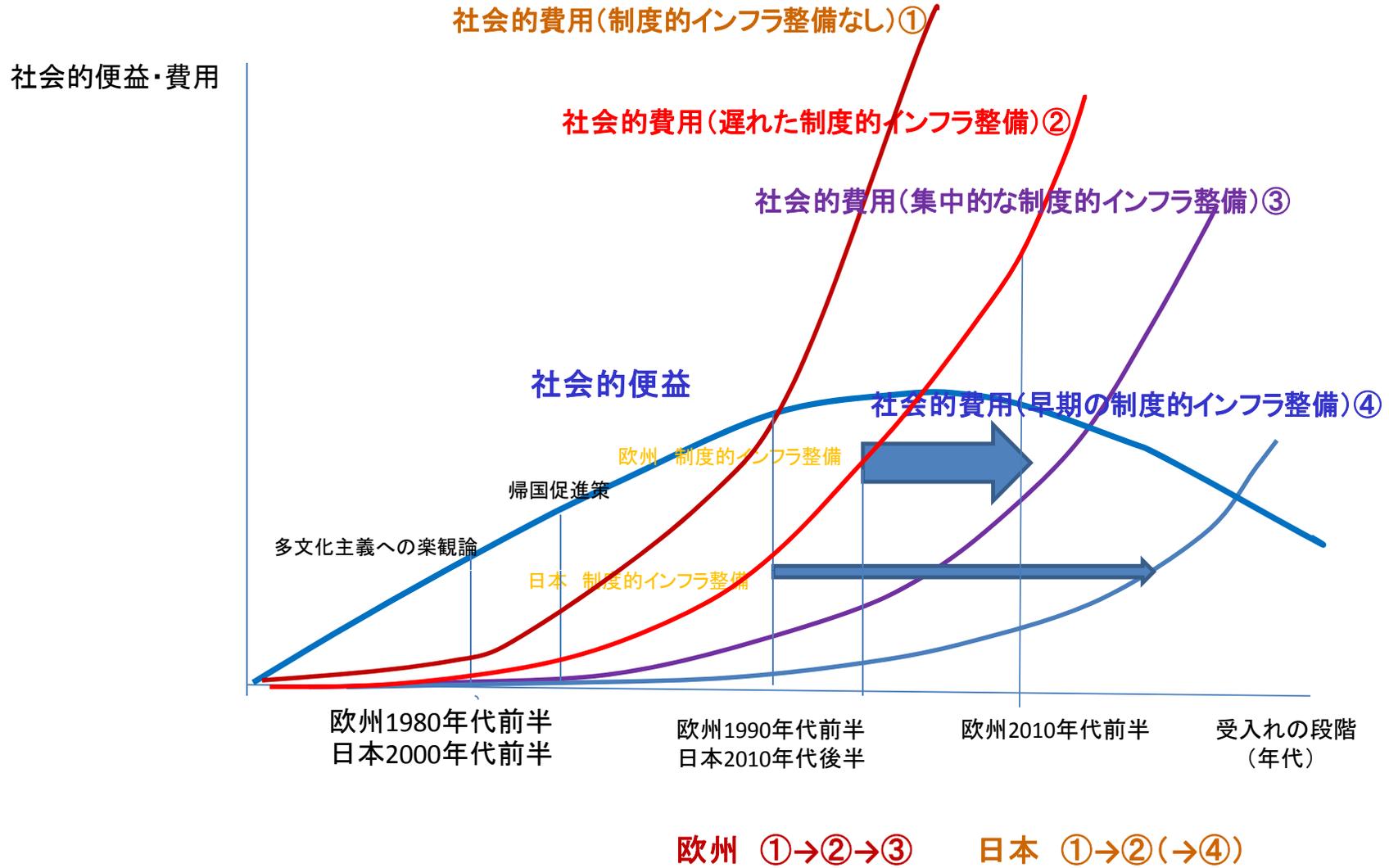


表3 欧州諸国における統合プログラムの予算規模

国名	名称(財源)	予算額(年)
ドイツ(2005年)	統合コース(連邦のみ)	1億6900万ユーロ
デンマーク(2002年)	統合プログラム(難民および移民)(国・地方)	4億9300万ユーロ
フランス(2005年)	統合コース(国)	1億ユーロ
イタリア(2002年)	特別統合基金(国・地方)	4200万ユーロ
オランダ(2002年)	新規入国者向け統合予算(国) 既在住者向け統合予算(国)	1億6500万ユーロ 1億ユーロ

(資料出所) 欧州委員会(2003)に筆者が加筆。

(注) 1ユーロは約112円(2010年7月9日現在)

表4 欧州諸国における言語能力標準と永住・国籍取得

	家族呼寄せ	永住権の取得	国籍の取得	公的コースへの参加
ドイツ	なし	B1水準	B1水準	義務的(A1)+選択的
オーストリア	なし	A2水準	なし	選択的
デンマーク	検討中	B1/B2水準	B2水準	義務的
ベルギー(注)	なし	なし	なし	義務的(A1)
フランス	なし	A1.1水準	インタビューのみ	義務的
オランダ	A1水準	A2水準	A2水準	義務的
イギリス	なし	B1水準	より高度な水準	選択的(A1)
ノルウエー	なし	300時間のコース参加	300時間のコース参加	義務的
イタリア	なし	なし	なし	選択的 就労者は入国前にA2
チェコ	なし	不明	インタビュー	選択的
エストニア	なし	A1-A2水準	不明	選択的

(資料出所) 欧州委員会第Ⅲ総局言語部および第Ⅴ総局人の移動部(2008)に筆者が修正。

(注) フレマン語圏のみ。

経済危機後の高失業にももかかわらず、日本は、中長期的にみて、外国人のさらなる受入れを必要とする。それは、以下の理由により、もはや否定できないことと思われる。本報告では、これら諸点についても、実証的な根拠を示していきたい。

第1に、諸外国の経済・社会や多様な文化を理解し、新たな発想をもたらす外国人人材との協働を増やすことは、日本人雇用を奪うどころか、これを創出する鍵となり得る。

わが国は、人口減少時代に突入し、国内市場の力強い成長が見込めません。そこで、成長する東アジア諸国など海外市場に活路を求め、域内のネットワークを維持し、同時に、イノベーション能力を強化しなければならなくなっている。基本的に、外国人労働者は、労働移動の自由がある限り、日本人の雇用を奪ったり、労働条件を低下させたりしていない。

第2に、地域活性化を目指す自治体にとって、日系人や技能実習生に限らず、地域の持続的発展を支える外国人労働者と家族の受入れは不可欠である。

なぜなら、18歳人口が2017年には130万人から110万人台へ急減するなど、若年人口の減少が止まらないうえ、大都市へ若年人口流出と大学進学率の上昇が、この傾向に拍車をかけている。

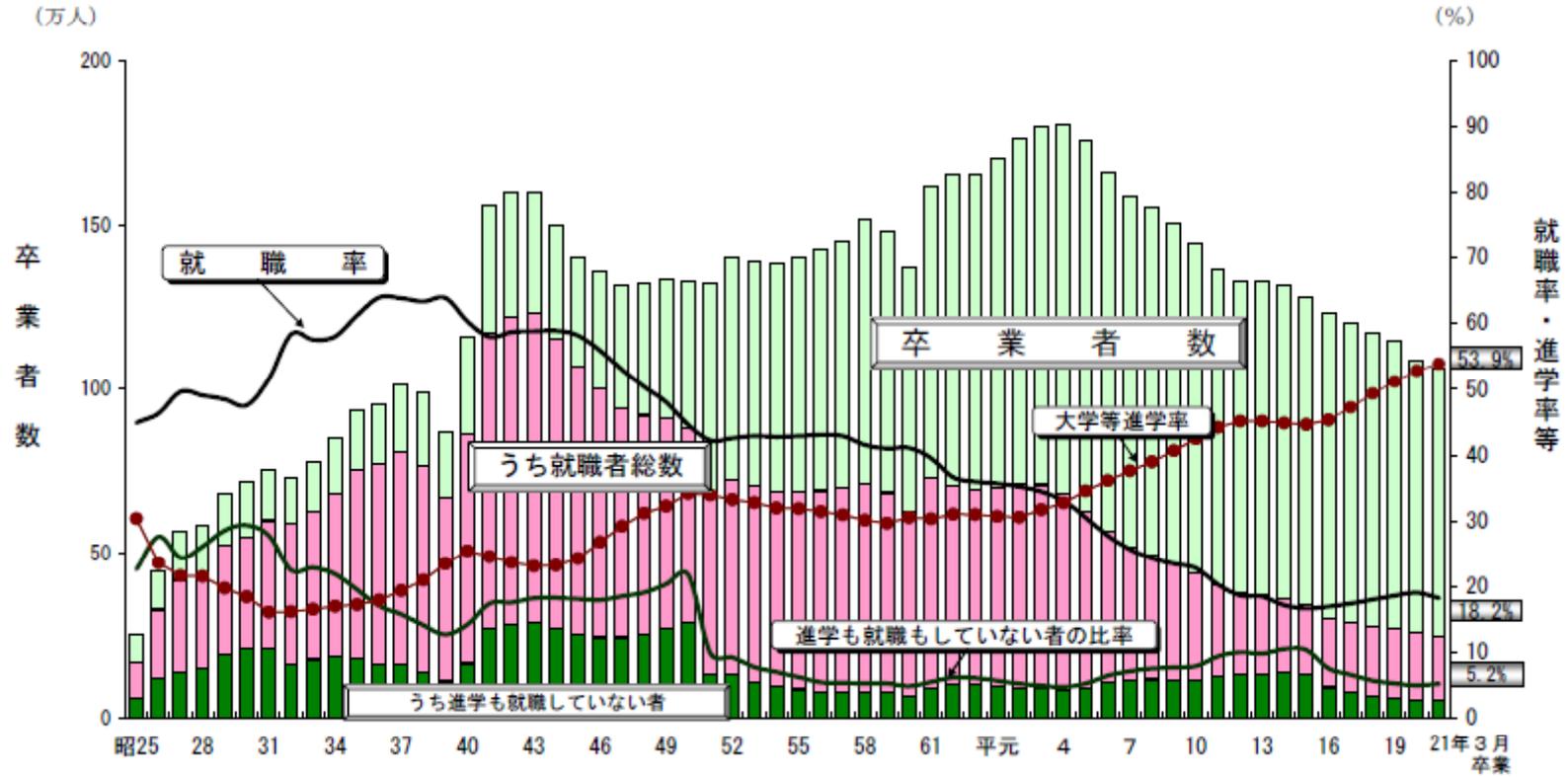
表5 2009年時点の年齢別人口構成（総務省統計局）

年 齢	総 人 口		
	男 女 計	男	女
総 数	127, 510	62, 130	65, 380
0 歳	1, 078	553	525
1	1, 092	560	532
2	1, 084	556	528
3	1, 072	550	522
4	<u>1, 050</u>	<u>536</u>	<u>513</u>
5	1, 088	557	532
6	<b>1, 111</b>	<b>570</b>	<b>542</b>
7	1, 145	587	558
8	1, 160	595	565
9	1, 180	606	574
10	1, 179	604	574
11	1, 193	611	582
12	1, 188	608	580
13	1, 183	606	577
14	<b>1, 206</b>	<b>618</b>	<b>589</b>
15	1, 208	619	589
16	1, 190	610	580
17	1, 212	622	590
18	1, 216	622	594
19	1, 253	640	614
20	<u>1, 302</u>	<u>665</u>	<u>637</u>
21	<u>1, 347</u>	<u>690</u>	<u>657</u>
22	1, 388	712	676
23	1, 414	729	684
24	1, 463	754	709

年 齢	総 人 口		
	男 女 計	男	女
25	1, 490	765	725
26	1, 494	766	728
27	1, 478	752	725
28	1, 490	760	731
29	1, 551	789	762
30	1, 589	808	781
31	1, 653	838	815
32	1, 698	862	836
33	1, 783	905	878
34	<b>1, 869</b>	<b>948</b>	<b>920</b>
35	<u>1, 966</u>	<u>998</u>	<u>969</u>
36	<u>2, 002</u>	<u>1, 013</u>	<u>989</u>
37	<u>1, 964</u>	<u>995</u>	<u>969</u>
38	<u>1, 918</u>	<u>970</u>	<u>948</u>
39	1, 864	942	922
40	<b>1, 835</b>	<b>925</b>	<b>910</b>
41	<b>1, 800</b>	<b>908</b>	<b>893</b>
42	1, 793	905	889
43	1, 407	708	700
44	1, 746	879	867
45	1, 636	824	812
46	1, 593	801	792
47	1, 541	774	767
48	1, 522	764	757
49	1, 534	768	765

年 齡	総 人 口			年 齡	総 人 口		
	男 女 計	男	女		男 女 計	男	女
50 歳	1,564	783	782	76	1,233	543	689
51	1,521	759	762	77	1,181	514	667
52	1,481	739	742	78	1,115	477	638
53	1,560	778	782	79	1,032	433	599
54	1,613	804	809	80	978	402	576
55	1,614	803	811	81	914	368	546
56	1,717	851	866	82	847	332	515
57	1,812	896	916	83	794	300	494
58	1,922	949	973	84	703	254	450
59	<u>2,068</u>	<u>1,018</u>	<u>1,050</u>	85	598	204	394
60	<u>2,266</u>	<u>1,115</u>	<u>1,151</u>	86	522	162	360
61	<u>2,247</u>	<u>1,103</u>	<u>1,144</u>	87	457	134	323
62	<u>2,131</u>	<u>1,044</u>	<u>1,087</u>	88	393	110	283
63	1,335	650	685	89	362	98	264
64	1,434	692	742	90	256	67	188
65	1,747	839	908	91	228	58	170
66	1,695	813	882	92	193	47	146
67	1,735	829	906	93	163	38	125
68	1,682	801	881	94	129	29	101
69	1,526	723	803	95	106	22	84
70	1,320	622	698	96	80	16	64
71	1,402	653	748	97	59	11	48
72	1,429	663	766	98	40	7	33
73	1,417	651	766	99	29	5	24
74	1,342	609	734	100 歳			
75	<u>1,251</u>	<u>560</u>	<u>692</u>	以上	48	7	41

## 卒業生数，就職者数及び就職率等の推移 [高等学校]



(注) 1 「進学も就職もしていない者」は、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者又は進路が未定であることが明らかな者である。  
 2 昭和50年以前の「進学も就職もしていない者」には、各種学校、公共職業能力開発施設等入学者を含む。  
 また、平成15年以前には、「一時的な仕事に就いた者」を含む。

第3に、国内に就労する外国人が配偶者や家族を呼び寄せるなどの家族移民は、国際的に保障された権利であり、今後とも増加する。

わが国では、定住的な外国人のなかでは、就労目的の外国人が3割以上を占め、家族移民は1割台に過ぎない。なお、ここでいう家族移民からは、日系人(成人)の受入れは除外している。

欧米諸国では、逆に、家族移民が受入れの過半を占めるに至っている。定住外国人が増えるほど、家族移民の比重は上昇してくると考えられる。また、なお、難民支援については、本年9月に第三国定住難民の受入れを開始したことを契機に、今後とも着実にその体制を強化すべきである。

第4に、地域統合の進展に伴い、域内人材の開発と併せ、域内人材の秩序ある移動を促進することは、地域全体の利益に合致する。

既に、経済連携協定又は自由貿易協定が次々と発効し、東アジア域内で貿易・投資を通じた経済統合が進み、様々な制度的な統合のビジョンが現れてきた。いずれにせよ、域内各国の人口動態には大きな格差があり、労働需給ミスマッチの存在が、域内外国人増加の重要な背景となっている。同時に、需給ミスマッチを減らすことは、地域全体の成長を促進するためにも、重要である。

## 2 世界経済危機下の外国人政策の教訓

2008年9月のリーマン・ブラザーズ破たん後、東京及びその周辺でも、インド人の証券マンやIT技術者の雇用不安が高まったことは記憶に新しい。

しかし、その2ヶ月後に製造業を襲った輸出の大幅減少のインパクトは衝撃的であった。事態は、急速な円高によってさらに深刻になった。

産業の「国内回帰」の傾向から、愛知県、三重県など中部地方の諸都市では、外需依存の成長を背景に地域経済の活性化を進め、日系人雇用に加え、最近では、研修・技能実習生の雇用が増加し、これらの人たちが、雇用削減の大きな影響を被った。

しかも、中部地方には、派遣・請負業に雇用される有期限雇用の労働者が集中した。

雇用契約期間の途中で契約解除され又は数年間の就労実態があっても、契約更新を断られる労働者が増加した。

雇用契約の解除と同時に社宅等から退去を迫られ雇用問題が住宅問題を含む生活不安に拡大した。

外国人労働者の場合、外国人学校に通う子どもが急減するなかで、自治体も国も、対策に迫られてきた。外国人学校の縮小や統廃合が目立ったが、最近では回復する動きもある。

2010年春以降、雇用回復は、短期の有期雇用が中心であり、これが生活の安定につながるとは考えにくい状況にある。

厚生労働省が打ち出した日系人の雇用対策のなかで、日系人の就労準備講習において、日本語講習が実施され、不十分とはいえ、ハローワークと自治体のワンストップ・サービスが試行されたことは、画期的であった。

しかし、同一の在留資格での再来日を禁止する条件の下でブラジル人に帰国奨励金が支給され、約2万人が帰国した施策の評価は大きく分かれる。

いずれにせよ、経済危機という異常事態のなかで、外国人雇用対策が進展したことは事実である。問題の一つは、その多くは予算にしか根拠を置かない措置であったり、現行法令上、解釈が困難な場合があったことである。

緊急措置といえども、本来、法的根拠を明確にし、さらに、今後必要な措置は恒久化するという課題が残されている。それなしには、国と自治体の円滑な協力は困難である。

欧州諸国では、長期失業者や外国人などの社会的排除を生じさせないため、職業紹介、住宅、職業訓練、福祉、医療、多重債務対策などを総合的に実施できるように国と自治体が一体になって取り組むための法的整備も進められている。しかし、日本では、そうした法制面の取組がまだ存在しない。

これらの原型となったモデルは、イギリスの「ジョブセンター・プラス」であった。

なお、誤解を避けておきたいが、これはハローワークを自治体に全面移管する必要があるということを意味しない。

現代における労働需給ミスマッチは複雑化しており、ハローワークの職業紹介業務だけでは、十分な解決が図れないことに注意すべきである。

### 3 外国人雇用と日本人雇用の関係—実証分析—

雇用危機のなかで、外国人雇用の経済効果について、事実に基づいた認識をもつ必要性がある。

それは、失業増加が外国人増加の結果であるとの偏見が、外国人に対する差別を助長しかねないことから一層重要である。

日本人の失業率が高いことを理由に、外国人の雇用への拒否反応が発生しやすいことが、実際は、日本語の話せない外国人の方がハンディキャップを負っている。

ただし、外国人受入れの得失を、自国の利益の観点からしか考えない風潮を改める必要がある。本来、送出国や本人の利益も考慮して議論すべきだからである。

関学の少子経済研究センターの研究グループは、日本人の人口・労働力構造と、技能実習生やブラジル人の分布の関係を、国勢調査を用いた相関分析で検証し、①15－24歳層の比率が低いほど、技能実習生の数が多い、②50歳以上の高齢者及び25歳以上50歳未満の女性の労働力率が高いところで、ブラジル人数が多いことがわかった。

このことから、技能実習生は、若年労働力の流出した地域に流入していること、高齢者や女性の就労が進んでいる地域では、同時にブラジル人の就労も多いと結論できる。

ただし、経済危機後、現場労働に従事する外国人の労働者は、日本語能力や職業資格の取得を促進しなければ、自らが困難な状況に追い込まれる可能性があることに注意が必要である。

表6 外国人人口と日本人雇用・労働力人口等との間の相関

	若年人口 比率	50歳以上 の高 齢者の 労働力 人口	50歳以上 の雇用者 人口	25歳以上 の女性労働 力人口	25歳以上 の女性 雇用者人口
外国人合計	0.301** 0.040	0.619*** 0.000	0.699*** 0.000	0.021 0.887	0.321** 0.028
特別永住者	0.340** 0.019	0.100 0.504	0.360** 0.013	-0.364** 0.012	-0.094 0.532
ブラジル日 系人	-0.054 0.718	0.686*** 0.000	0.504*** 0.000	0.410*** 0.004	0.474*** 0.001
技能実習生	-0.437*** 0.002	0.217 0.142	-0.040 0.789	0.396*** 0.006	0.215 0.146

資料出所：Iguchi and Shiho (2007)

Location choice theory に基づく分析(2001年から2005年)でも、**高度人材(企業内転勤を除く)のほか、ブラジル人労働者**も、労働移動が自由であることを反映し、賃金水準の高く、労働生産性の高い地域に集まるため、結果としては、外国人雇用が低賃金を助長したり、労働生産性を低めている事実はない(井口2009)。

ただし、**労働移動の自由のない技能実習生**については、「ローテーション方式」で労働移動が制約され、低賃金、低生産性の産業で受け入れられ、労働生産性を高め、賃金を上昇させる効果は見られないことに注意すべきである。

表7 高度人材のローケーション選択の決定要因

	技術 (A)		人文知識・ 国際業務 (B)		(A)+(B)		企業内転勤	
	計数	T値	計数	T値	計数	T値	計数	T値
有効求人倍率	39.390	0.174	1048.11 0	1.1932	1087.501	1.444	135.561	0.647
平均賃金	<b>22.562</b> ***	<b>9.328</b>	<b>38.747</b> ***	<b>6.687</b>	<b>61.309</b> ***	<b>7.620</b>	13.291	0.000
15～24歳の就業者比率	<b>-15.382</b> **	<b>-2.381</b>	<b>-41.397</b> ***	<b>-3.559</b>	<b>-56.799</b> ***	<b>-3.515</b>	<b>-11.382</b> **	<b>-2.532</b>
第二次産業ダミー	-6.468 **	-2.859	-15.236 **	-2.812	-21.704	-2.884	-3.755	-1.807
第三次産業ダミー	2.370	1.081	4.931	0.939	7.301	1.001	1.876	0.924
広域東京圏	<b>1067.520</b> ***	<b>5.637</b>	<b>1995.164</b> ***	<b>4.288</b>	<b>3012.685</b> ***	<b>4.782</b>	123.119	0.702
広域名古屋圏	-36.843	-0.204	262.65 1	0.607	225.809	0.376	-85.586	-0.512
関西圏	<b>-815.937</b> ***	<b>-5.244</b>	<b>-01.919</b> *	<b>-2.151</b>	<b>-1617.856</b> ***	<b>-3.126</b>	<b>-521.70</b> **	<b>-3.622</b>
定数項	-3689.523 **	-2.381	-4189.318	-1.129	-7878.840	-1.529	-2210.793	-1.541
自由度調整済決定係数	0.715 (235)		0.614 (235)		0.656 (235)		0.432 (235)	

表 8 日系ブラジル人のローケーション選択の規定要因

	ケース1		ケース2		ケース3	
	係数	t-値	係数	t-値	計数	t-値
有効求人倍率	-0.055	-0.965	-0.054	-0.958	-0.051	-0.862
平均賃金	<b>0.232***</b>	<b>3.593</b>	<b>0.310***</b>	<b>4.364</b>	<b>0.263***</b>	<b>3.678</b>
高卒の若年就業者比率	<b>-0.132**</b>	<b>-2.071</b>	<b>-0.240***</b>	<b>-3.147</b>	<b>-0.133*</b>	<b>-1.970</b>
技能実習生の就業者に対する比率	<b>0.258***</b>	<b>4.850</b>	<b>0.289***</b>	<b>5.353</b>	<b>0.270***</b>	<b>5.002</b>
過去における南米移民累計数	0.074	1.343	-0.089	1.616	0.080	1.388
第一次産業ダミー			0.127	1.485		
第二次産業ダミー	<b>0.447***</b>	<b>7.621</b>				
第三次産業ダミー			-0.474	-8.097		
製造業ダミー					<b>0.465***</b>	<b>6.945</b>
建設行ダミー					0.133*	1.762
定数項	<b>-12.605***</b>	<b>-4.418</b>	<b>8.35***</b>	<b>2.218</b>	<b>13.970***</b>	<b>-3.868</b>
自由度調整済決定係数	0.433		0.446		0.417	

表9 技能実習生のローケーション選択の決定要因

	ケース 1		ケース 2		ケース 3		ケース 4	
	計数	T 値						
有効求人倍率	0.317***	5.039	0.434 ***	6.576	0.362***	5.559	0.401***	6.202
平均賃金	-0.405***	-5.560	-0.383 ***	-4.854	-0.372 ***	-5.140	-0.398 ***	-5.186
高卒の若年者比率	-0.214 ***	-2.948	-0.242 ***	-3.215	0.202 ***	-2.789	-0.253 ***	-3.328
食品製造業	-0.065	1.114	-0.078	-1.285				
繊維産業	0.252 ***	4.217			0.259***	4.363		
第一次金属加工	-0.089	-1.575					-0.093	-1.564
金属製品製造			-0.021	-0.346				
電気製品 製造					-0.121**	-1.993		
輸送用機械製造	0.070	1,182	-0.050	-0.778			0.007	0.111
精密機械製造			-0.039	-0.662				
定数項	0.169***	5,394	0.163 ***	4.887	0.154***	5.038	0.165***	5.138
Adjusted R2	0.254		0.185		0.257		0.190	

さらに、同研究グループによる地域の労働市場における需給ミスマッチ関数の推定よれば、ブラジル人労働者は、今世紀になってから(2001年から2006年)は失業率を低下させている(Iguchi 2010, 長谷川2010)。

これは、景気回復期に、ブラジル人労働者が、労働需給のミスマッチを埋める機能を持って地域に流入したことを示唆している。

同様の分析を地域労働市場の高卒者について行うことにより、地域の需給ミスマッチは、若年者の都市への流出や大学進学と関係があることが判明している。

ただし、雇用危機の最中には、ブラジル人の言語能力の不足によって、自身が需給ミスマッチとなってしまう危険性が大きくなるであろう。

表10 地域労働市場のミスマッチ関数の推計

	Unemployment rate				Inactivity rate			
	the late 1990s		the 2100s		the late 1990s		the 2100s	
Independent variable	Coefficient	T-value	Coefficient	T-Value	Coefficient	T-value	Coefficient	T-Value
Employees income per capita	***-0.001	-5.626	***-0.001	-4.014	***-0.000	-5.493	***-0.001	-6.248
Ratio of 15-24 years old	***12.562	2.692	***22.603	4.005	*** 0.730	3.176	0.090	0.364
Ratio of part-time workers	***3.052	3.435	***-1.807	-2.079	0.066	1.517	***-0.166	-4.346
Ratio of tertiary sector	10.352	3.536	***5.562	5.812	0.265	1.839	***0.23	5.474
Ratio of secondary sector	5.641	1.832	***2.168	2.151	0.148	0.976	***0.133	3.144
Brazilian	-0.001	-0.558	***-0.000	※-4.9	*** 0.000	※2.664	-0.001	-0.142
Ratio of hired jobseekers	***-0.127	-2.869	***-0.151	-4.579	***-0.008	-3.665	***-0.011	-6.909
Rate of divorce	***2.128	12.639	***1.61	7.979	***0.067	8.077	***0.038	4.238
Constant	***-8.235	-3.237	***-3.362	-2.582	-0.15	-1.193	0.074	1.295
Adjusted R2	0.785		0.758		0.623		0.617	
Sample	235		262		235		262	

出所 : Iguchi(2010) Hasegawa (2010)

Note: \*\*\*means significant at 1% level, \*\* significant at 5% level. , \* significant at 10% level.

学卒採用に、外国人雇用がどのような影響を与えるのかという問題を解明するには、新たな調査の設計が必要であった。

2009年、本研究グループは、兵庫県の委託で実施した調査に関連の調査項目を盛り込み、個票をロジスティック回帰分析した。

その結果、外国人の専門技術労働者の雇用の経験のある場合も、専門技術労働者以外の外国人雇用の経験のある場合も、学卒採用を行う確率は有意に高まることが立証された。

ケーススタディの結果を考慮すれば、学卒を採用していたのは地域でも成長力ある企業で、学卒採用が旺盛であると同時に、外国人雇用にも積極的な状況がうかがわれる。したがって、外国人雇用が学卒採用を阻害していることは読み取れない(Iguchi 2010)。

表11 企業の学卒採用関数の推計 (multi-nominal logistic model)

Hiring graduates as regular staff				
independent variables	Coefficient	Wald	significance	odds ratio
size of establishment	***1.044	39.208	0.000	2.842
ratio of 45 years old and older	***-1.787	5.151	0.023	0.167
experience of employing foreign specialists	*** 1.095	4.218	0.040	2.990
experience of employing other foreigners	*** 0.963	6.165	0.013	2.620
shortage of specialists and engineers	* 0.186	3.747	0.053	1.205
shortage of service workers	*** 0.272	6.187	0.013	1.312
shortage of technical workers	***0.737	35.068	0.000	2.090
hiring regular employees other than school leavers	-0.062	0.059	0.808	0.940
hiring part-time workers	***-0.010	5.726	0.017	0.990
hiring dispatched workers	-0.001	0.353	0.553	0.999
with subsidiary overseas	0.125	0.062	0.803	1.133
constant	***-2.465	36.126	0.000	0.085
sample	611			
(-2) likelihood			440.151	
Nagelkerke R square			0.476	
Cox-Snell R square			0.357	
$\chi^2$ square			5.52	
Hosmer & Lemeshow test			0.701	

Source: By the author  
 Note:  
 \*\*\*means significant at 1% level,  
 \*\* significant at 5%level.,  
 \* significant at 10% level.

## 4 わが国の外国人受入れシステムの 特徴と改革の基本課題

1951年の出入国管理令は、アメリカの移民法（非移民のみ）の影響を受けた。アメリカの出入国管理の仕組みは、大陸欧州の滞在許可・労働許可の仕組みと大きく異なる。

1952年の外国人登録法は、朝鮮戦争を背景に、在日朝鮮人・韓国人の管理を目的とした制度であった。

1990年に施行された改正出入国管理及び難民認定法は、アメリカの1986年及び1990年移民国籍法の改正の影響を強く受けた。特に、事業主に対する罰則の強化や国際競争力許可の観点からの在留資格の整備などが重要とされていた。ただし、日系人などの受入れ要件緩和は、むしろ大陸欧州に先例を見ることができる。

わが国で就労する外国人の多くは、日々常に健康リスクにさらされている。しかし、健康保険など社会保険加入を確認する仕組みがなく、入国時点で付与された在留資格だけで就労は可能である。このことを当たり前にしてきた現在の制度には基本的な欠陥といえよう。

しかし、現在でも入管行政自身がそのような認識を持っていないことが懸念される。

つまり、日本もその一つである「アングロ・サクソン」型制度に内在する、外国人の権利確保上の盲点を解消するため必要がある。そのために、地域・自治体レベルで権利・義務関係を確認する「大陸欧州」型制度に学び、日本独自のシステムを構築するビジョンが不可欠である。(井口2007a)

2009年の法改正で、外国人登録法が廃止され住民基本台帳法に外国人台帳が創設され、これが入管法と連動し機能する仕組みが施行後3年以内(2012年7月)に実施されます。こうして、新たなシステムへの第一歩踏み出した。

表12 主要国における広義の在留管理システムの比較

	出入国管理	就労	自治体の外国人に対する権限	自治体における登録業務	社会保険・税制面の管理	省庁・自治体の情報共有
アングロ・サクソン型（英・米・日）	在留資格の付与。永住者（米）と特定国籍者の登録（英）。	雇用当局の「労働審査」（米）、「労働許可」（英）。	外国人登録証発行（日）	自国人の選挙人名簿の登録（英・米） 住民登録（日）	社会保険番号（米）、納税者番号（英）、税・保険料の源泉徴収（日）	関係省庁間の契約に基づく情報の融通（英）
大陸欧州型（フランス）	入国資格を審査	就労の許可に関する雇用当局との調整。 ※	滞在許可の発行（県・移民局）。その際に権利義務関係を審査。	自国人の選挙人名簿の登録。	住民総背番号、ただし、保険料は源泉徴収、税は申告。	県庁内部の出先間で情報の共有。
大陸欧州型（独）	入国資格を審査	就労の許可に関する雇用当局の「同意」。 ※	滞在許可（市町村の外国人局）。その際に権利義務関係を審査。	自国人及び外国人の住民登録	賃金税番号＋税・保険料の源泉徴収。	外国人データベースを通じた省庁・自治体の情報共有
日本の新たな制度改革の構想	在留資格の付与と在留カード発給。	外国人雇用状況」届（日）。	入管法第20～22条の要件の事前チェックの機能。	自国人住民登録 外国人住民登録（新規）	税・保険料の源泉徴収＋「社会保険番号（又はカード）」導入の可能性。	外国人住民台帳をネットワーク化。省庁・自治体で情報の照会。

資料出所：筆者作成

※独仏では既に滞在許可を有する外国人が申請した場合に限り、追加的な労働許可を発給。

労働市場へのアクセスの視点からみると、わが国の受け入れの枠組は、基本的に「資格要件適合性(ポジティブリスト方式)」であり、入管法第5条を見る限り、「数量制限」や「労働市場テスト」ないし「点数制度」などは規定されていない。

「上陸審査基準」は、各省庁の合意を経つつ、透明性の高い基準として機能する。しかし、労働法と「ダブルスタンダード」で機能しにくい欠陥は是正されていない。関係行政自身の認識が問われている。

在留資格の変更(永住権取得を含む)や期間更新のガイドラインはあるが、外国人本人に健康保険証の提示を求め、未加入でも、その通知をオンラインで行うなどのため、LGWANなどを活用したシステム構築が好ましい。

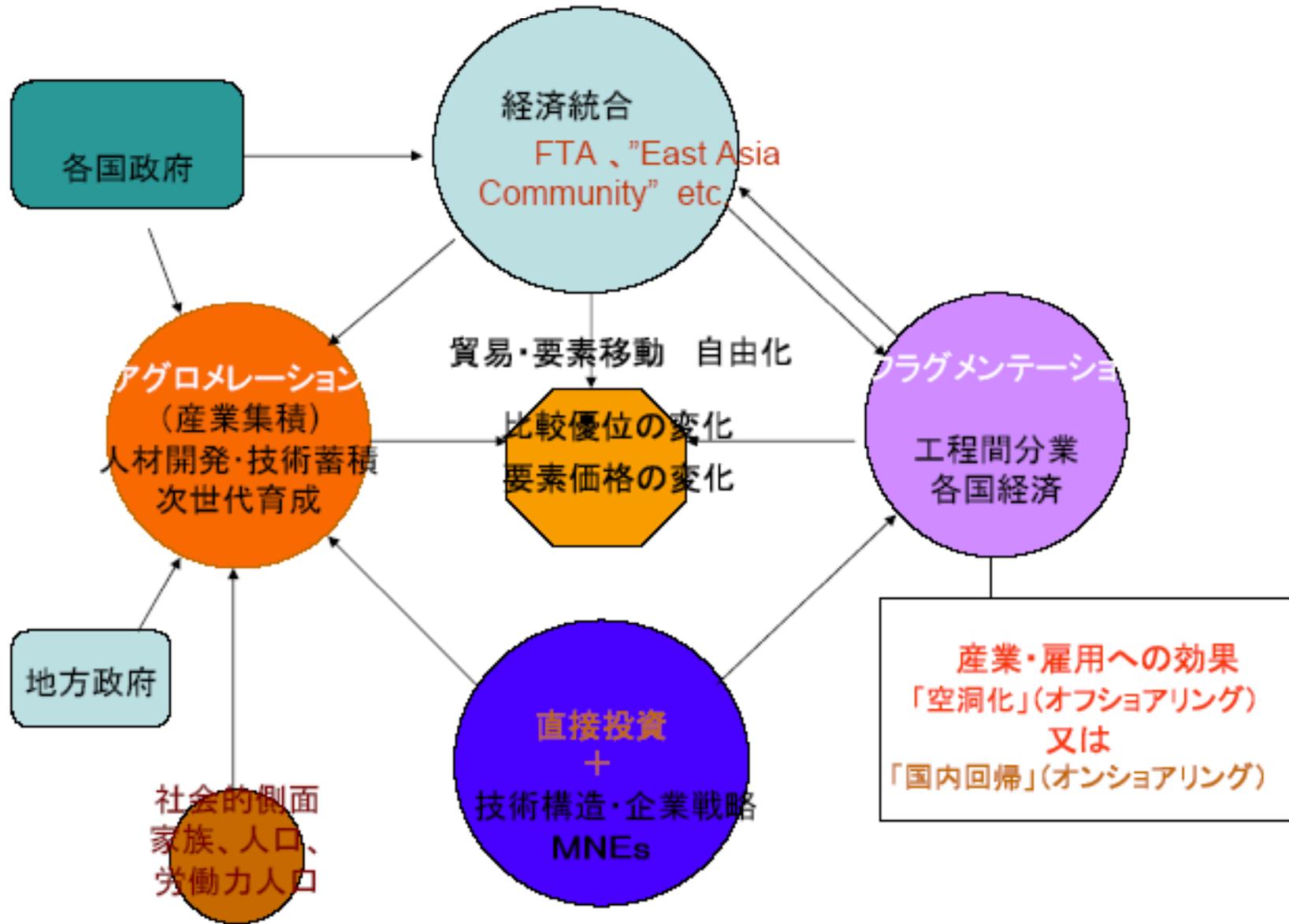
在留管理に関する条文はあるが、地域において、外国人の権利が尊重され、義務の履行が進められるには、在留管理に関する条文を整備することが不可欠といえよう。

## 5 東アジアの経済連携下の産業立地と 外国人雇用－実証分析－

東アジアにおける自由貿易協定の締結など、地域全体の経済統合に向けた動きを背景とし、モノ・サービスのみならず、資本・労働の移動も円滑化するなかで、域内の要素価格比に変化が生じ、比較優位構造が変化すると考える。

その結果、域内における工程間分業が進展すると同時に、特定の地域に産業集積が発生する。この動きを牽引するのが、域内における対外直接投資である。

特定の地域の産業集積が持続的に拡大するかどうかは、各国政府や地方自治体の支援策や、国内の人口動態や労働力の確保を含めた社会的側面も重要になる。東アジア域内の工程間分業が、特定の地域において「空洞化」促進的か、「国内回帰」促進的かは、これらの効果の総合的な作用の結果によって決まるといえよう



以上を基礎として、産業の国内回帰現象を説明する計量方程式を推定した。

被説明変数には、先にあげたとおり、①付加価値生産額に占める製造業の比率、②事業所数や③従業者数の3つを用いる。

また、説明変数とそれぞれの仮説は、概ね以下のとおりである。

第1に、労働生産性は、その上昇が、国内における競争力を高め、国内立地にプラスに寄与する。同時に、これが、低生産性の企業の淘汰や雇用削減をもたらす可能性もある。

第2に、賃金水準は、これが高まると、通常の場合、価格競争力が低下して、国内立地にマイナスとなる。同時に、国内立地において、産業集積効果が働き、規模の経済が作用する場合、むしろ、賃金水準の高い地域に、集中して立地することもあり得えよう。

第3に、有効求人倍率の高さは、これが、需給ミスマッチが大幅であることを意味するのであれば、これは、国内立地にマイナスに作用することがあるであろう。

第4に、外国人労働者(労働移動の自由なブラジル人又は就労先の企業を変更できない研修・技能実習生)は、それぞれ、柔軟な労働力を意味し、それぞれに業種や分野をことにするものの、国内立地にプラスに作用すると考える。

第5に、工業用地価格は、その高い地域は、国内立地としては敬遠されると考えられることができる。

第6に、中国への対外直接投資であるが、その増加は、海外移転の増加を意味するため、短期的には別として、国内立地にマイナスの効果を果たすと考えられる。

第7に、円の実質実効為替レートは、これが上昇すると、国内生産のコスト上昇となり、国内立地にマイナスに作用すると考える。

Yは、1) GDPに占める製造業比率, 2)事業所数 又は 3) 雇用者数。

X1: 労働生産性

X2 : 平均賃金

X3 : 有効求人倍率

X4 : 外国人労働者 (日系ブラジル人、労働移動は自由)

X5 : 外国人研修生 (ローテーションシステム、労働移動は不可)

X6 : 工業用地価格

X7 : 中国への直接投資(ただし、推計にあたり、国内全地域に同じ数値を適用)

X8 : 実質・実効為替レート(同上)

u は残差項とする。

以上に基づき、2001年から2006年まで、都道府県別データをプールし、最小自乗法により推定した。

表13 産業の国内回帰の決定要因に関する分析 (2001~2006)

	Share of manufacturing in GDP		Establishment		Employees	
Labor productivity	0.011***	8.651	-4.032***	-4.117	-50.646***	-2.238
Average wage	0.001***	4.049	0.042***	6.088	0.997***	6.223
Vacancy-applicant ratio	11.958***	7.734	-0.220***	-4.419	-17346.6***	-6.163
Foreign trainees	-0.001*	-1.961	2.005***	4.622	44.577***	4.449
Brazilians	0.001***	4.376	0.211***	7.375	8.718***	13.185
FDI to China	-0.001***	-4.214	0.359*	1.793	11.798**	2.55
Land price for factories	-0.001***	-10.313	0.038***	7.178	0.542***	4.383
Real effective exchange ratio	-0.084*	-1.670*	89.710***	2.251	2573.769***	2.798
Constant	9.092	1.312	-18714.529	-3.41	-485605.4***	-3.83
Adjusted R2	0.759		0.705		0.764	

Source: Iguchi (2010) Note: \*\*\*means significant at 1% level, \*\* significant at 5%level. ,\*\* significant at 10% level.

**労働生産性**については、その上昇は、事業所と従業員数にはマイナスの影響を与えるが、製造業のGDPに占める比率を上昇させる点では、国内回帰にむしろプラスに作用している。

**平均賃金**は、その高い地域では、GDP比率、事業所数、従業員数いずれにもプラスに作用しており、これは、産業集積度の高まった地域では、賃金水準もたかまっていることを示している。

**有効求人倍率**は、GDP比にはマイナスだが、事業所数、従業員数にはプラスに作用しており、国内回帰については、正負両方の効果を持ちうることを示している。

**外国人研修生**も、GDP比にはマイナスだが、事業所数、従業員数にはプラスに作用しており、国内回帰については、正負両方の効果を持ちうることを示している。研修生の多い産業が相対的に低賃金であるなかで、GDP比でみた製造業の国内回帰に研修生がマイナスに作用している点は注目しなければならない。

**ブラジル人**については、全ての指標でプラスの効果を発揮しており、国内回帰を促進する重要な要因となっていると考えられる。

**対中直接投資、工業用地価格、実質実効為替レート**ともに、GDP比にはマイナスだが、事業所数及び従業員数にはプラスに作用しており、国内回帰に対して、正負両方の効果を持ちうることを示している。特に、対中投資は、事業所数や従業員数に対して、短期的な効果と長期的な効果が異なると考えることができるし、工業用地価格や実質実効為替レートの低下は、国内回帰を促す要因として無視できないことがわかる。

## 6 途半ばの外国人政策の改革

### — 多文化共生の制度的インフラ整備の課題 —

外国人政策の改革は、2006年夏に内閣府で始動し、2009年3月に、入管法・住基法改正案が国会に提出され、7月中旬の会期末に成立した。

この改正の意義は、本来は、国の出入国管理政策と並んで、地域・自治体レベルの外国人政策(多文化共生政策)を第二の柱と位置づけ、多文化共生の制度的インフラを整備する点にあった。

このように、外国人政策が、国家政策と地域政策の緊張関係のなかに成立し、そのなかで、良好な協力や連携を実現していくという認識が必要である。しかし、現状は途半ばという状況にあるといえよう。

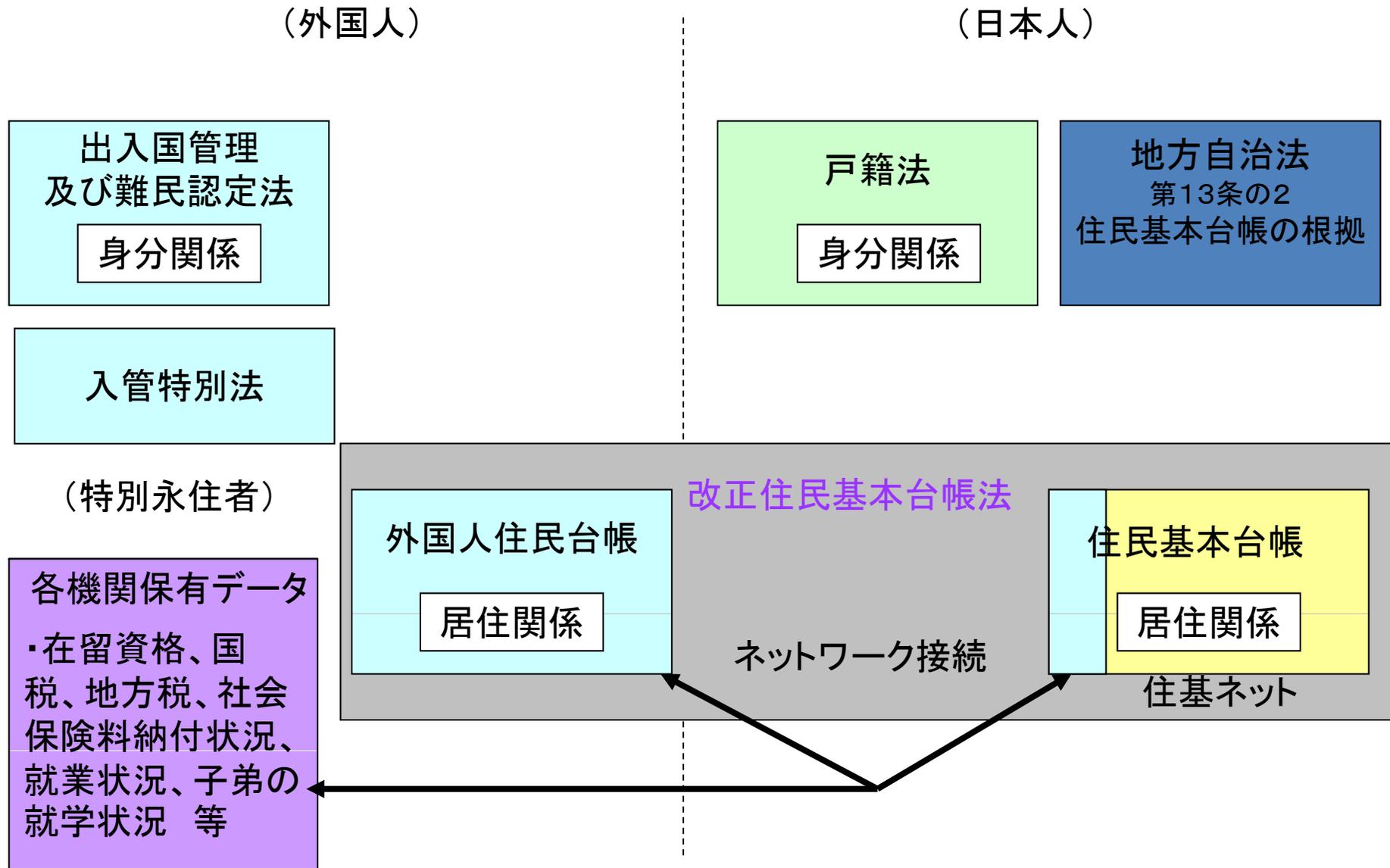
同時に、本改正は1950年代に、在日朝鮮・韓国人を管理する目的で立法された外国人登録法を廃止する点では画期的といえよう。

法改正により、外国人の住民としてのデータもデジタル化され、オンライン化される。

これは、住居や職場の移動があっても権利・義務関係を確認し継続するため活用されるべきものである。入管行政は、在留管理の「一元化」を主張し、外国人登録証に代わり在留カードや特別永住者証の導入を目指した。

しかし、雇用対策法改正（厚生労働省）、住民基本台帳法改正（総務省）の協力なしには、改革は機能しなかった。法務省は、外国人台帳のオンライン化に伴い、もっと規制の緩和が可能であったのに、規制強化を法案に盛り込み、結局、衆議院で修正を余儀なくされている。

# 参考図 改正入管法と住民基本台帳法 の関係



また、法施行5年後には、現在外国人登録された不法残留者は住民基本台帳から自動的に削除される問題が残っている。

外国人雇用状況届において、特別永住者でない旨の確認のため、結局、在留カードや特別永住者証の提示を求めざるを得ないなどの人権問題も残存する。

当面、権利・義務関係を確認するため、入管法第20条及び第21条の在留資格の更新・変更に際して、税・社会保険料などの支払状況を確認する措置は、入管のガイドラインに明記され、地域の関係機関の協力によって実効性を高めることができる

ただし、将来は、外国人の氏名をパスポート記載のアルファベットに統一し(通称も別途記載)、住民基本台帳、社会保険、雇用保険及び雇用状況届のデータシステムと照合して、データ検索により、効果的に保険加入の確保を進める必要がある。

## 7 外国人政策の改革の推進に関する基本的提案

わが国人口の長期推計との関係では、雇用政策により、短期的な労働力率の引上げを達成しようとする結果、長期的に人口減少が加速しないように十分に配慮する必要がある（付録参照）。

わが国の人口の減少を食い止めることはほぼ不可能であるが、人口減少速度を緩和して、経済成長率を確保することが重要であり、総合的な家族政策と雇用拡大的な外国人政策とは同時並行で進められる必要がでてくる。

提案1 日本は、国内市場の拡大が望めないなか、アジア新興国を中心に世界とのつながりを強化し、日本人雇用を維持・拡大する視点から、外国人雇用を促進すべきである。また、急速な人口減少に直面する地域に配慮すべきである。

2 世界的な人材獲得競争のなかで、高度人材が、わが国に拠点をおきながら、円滑な移動性を確保し、医療や教育面を中心に、家族が滞在しやすい地域を、新たな経済特区に設けるなどにより、重点的に整備する必要がある。

- 3 狭義の不熟練労働者の受入れは今後とも慎重に対応する一方、日本人だけでは供給困難な職種リストを政労使合意で作成し、その人材開発と資格取得を支援すべきである。
  
- 4 経済連携協定における外国人受入れ条項の条件の柔軟化を図り、日本で取得した資格を送出国でも認知するように求め、日本と周辺国にとって互恵的な人材の循環移動を実現していく必要がある。

- 5 社会統合政策(多文化共生政策)を外国人政策の第二の柱とし、その制度的インフラ整備を計画的に推進し、国と自治体が連携する効果的な実施体制を確立すべきである。
- 6 日本語能力を持たない外国人に対し、地域における日本語学習の機会を保障する体制を整備すべきである。このため、統一的な実践日本語標準の作成を急ぐ必要がある。
- 7 秩序ある労働者受入れと労働者保護のために、「外国人雇用法」を制定するとともに、二国間「労働協定」を締結すべきである。技能実習制度も、この新たな制度的な枠組のなかで、運営を改善すべきものである。

- 8 「**社会保障協定**」の締結を促進し、国内外を移動する日本人及び外国人に配慮した社会保障制度とすべきである。
- 9 外国人の在留期間中の権利義務関係を明確にし、統合政策を入管政策と協調して進めるための法的基盤を整備するべきである。
- 10 **外国人政策を総合的に立案し、関係省庁や自治体との調整権限を有する新たな組織を設け、関係省庁が一定期限までに検討し、結論を出し実施する行動計画を、毎年度閣議決定する仕組みを導入すべきである。**

付録) 新旧人口推計（中位推計）を基にした労働力人口と減少幅の試算（単位：千人）

年	1997年 旧人口 推計	労働力		2002年 旧人口 推計	労働力		2007年 新人口 推計	労働力	
		人口 推計 A	年当 り減 少幅		人口推 計 B	年当 り減 少幅		人口推 計 C	年当 たり減 少幅
2000	126892	66160	—	126926	66160	—	126926	66160	—
2010	127623	64700	146	127473	64650	249	127176	66280※	120
2020	124133	59920	478	124107	60780	387	122735	65560※	140
2030	117149	55930	399	117580	56530	424	115524	61800	289
2040	108964	50700	523	109338	51060	548	105695	—	—
2050	100496	45850	486	100593	45520	554	95152	—	—

資料出所：推計 A は経済企画庁経済研究所『経済分析』第 151 号による推計。

推計 B は、女性・高齢者の労働力率を一定の制度的前提（注）で引き上げた場合の年齢別労働力率を用い、2002 年推計の性・年齢別人口に乗じて筆者が試算。

推計 C は、2007 年 12 月の厚生労働省・雇用政策研究会の推計。※2010 年ではなく 2012 年、2020 年ではなく、2017 年の数値が公表されている。

注：2001 年から 2028 年にかけて、厚生年金支給開始年齢を 60 歳から 70 歳に引上げる  
こと、十分に高い保育所在所率を実現すること、2020 年の女性の高等教育進学率が男性  
の 80% となり以後横ばいとなることなどを仮定している。

(解説)

過去の労働力人口推計から明らかなのは、少子化の影響で、2030年以降の人口減少幅が大きくなり、労働市場への参加率を急速に引き上げても、年当たり50万人程度の減少は甘受しなければならないことである。

しかし政府は、2030年以降の数値は推計せず、2030年までの労働力人口を可能な限り引き上げることにのみ力点を置いている。

これは危険な考え方である。なぜなら、2030年以降の人口減少が、さらに大幅になるリスクが生じることから目をそらすことになる。

- ① 今世紀初頭に合計特殊出生率が1.3水準まで低下したわが国の場合、人口減少を回避する方法はもはや現実性をもたない。
- ② 実行可能な政策は、労働力人口の減少速度を緩和することと、労働力の質的向上を進めることに限られる。特に、高齢者や女性の労働力率上昇で、短期的に労働力人口の減少を緩和する効果はある。
- ③ 若年層の労働力率上昇は、高学歴化の影響で限界がある。むしろ、高卒の技能労働力の供給が極めて制限的になり、特定職種で、需給ミスマッチが深刻化するだろう。
- ④ 短期的な労働力上昇も、非正規雇用が増加して若年層の自立を遅らせたり、女性の多くが仕事と家庭のトレードオフに直面する場合、2030年以降、人口又は労働力減少幅が年間50万人を超えて拡大し、日本の潜在成長力は大きく低下する危険性がある。

これら労働力需給推計を参照しつつ、以下のことを予測することができる。

- ① **労働力需給ミスマッチの拡大**が、外国人労働者の受入れを拡大させる。これは、高度人材にも、低熟練労働者にも当てはまる。これは、労働力の絶対的不足によるものではない。
- ② **高卒者の労働力市場の縮小**が、外国人労働者への潜在ニーズを拡大させる。しかし、言語や資格取得などの支援なしには、実現は困難であろう。
- ③ **労働力人口の減少速度を緩和させ、経済成長率を維持する政策の必要性は、2030年前後から本格的に高まってくるであろう。**

# 参照資料

- 井口 泰・長谷川理映(2010)「世界経済危機下における労働市場政策の新たな展開」関西学院大学経済学部研究会『経済学論究』第64巻第2号、PP 39～71
- 井口 泰(2010)「欧州における域外外国人政策の転換とわが国の言語政策の課題」『自治体国際化フォーラム』2010年9月号、10～14ページ
- 井口 泰(2009)「開かれた日本への制度設計－東アジア経済統合と循環移民構想－」『外交フォーラム』No. 250 pp52-57
- 井口 泰(2008)「動き出した外国人政策の改革と東アジア経済統合への貢献-製造業の「国内回帰」に関する分析に基づく考察-財務省財務総合研究所『「グローバル化と我が国経済の構造変化に関する研究会」報告書』
- 井口 泰(2007)「動きはじめた外国人政策の改革－緊急の対応から世紀の構想へ」有斐閣編集『ジュリスト』 No.13502008.2.15 pp2-14
- 井口 泰(2006)「人口減少と外国人労働者問題」『日本経済研究センター会報』2006年6月号
- 井口 泰(2005a)「諸外国の外国人政策と地方自治体の対応」(財)全国市町村国際文化研修所『国際文化研修』第13巻第2号,(通巻第48号)
- 井口 泰(2005b)「東アジアの人材開発・還流戦略の具体化を」日本経済研究センター『東アジア経済統合に向けた日本の優先戦略分野』所収
- 井口 泰(2004)「外国人労働者受入れ:段階的な定住策へ転換を」日本経済新聞『経済教室』2004年9月7日参照。
- 井口 泰(2001)『外国人労働者新時代』ちくま新書
- 経済財政諮問会議(2006)『グローバル戦略』(5月18日)
- 雇用政策研究会(2005)『人口減少下における雇用・労働政策の課題』(2005年7月)
- 規制改革・民間開放推進会議(2005)『規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申』pp95~104
- 日本経団連(2004)『外国人受け入れ政策に関する提言』(2004年4月)
- 総務省(2006)『多文化共生社会の推進に関する研究会報告』(2006年3月)